

＼冬期間の快適な生活のため／
除雪作業にご協力をお願いします！

砂川市の除雪作業

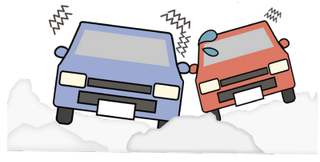
市では、通勤・通学に支障がないよう、夜間から早朝（2:00 ～7:00 まで）に除雪作業を行うことを基本としています。そのため、早朝に雪が降り始め、通勤・通学の時間帯までに作業が終わらないときは除雪を見合わせる場合もあります。

除雪を行うとき

10cm 以上雪が積もり、人や車の通行が難しいとき



風雪や地吹雪で吹きだまりが発生したとき



わだちによる交通障害が起こりそうなとき



除雪を見合わせるとき

早朝に雪が降り始め、通勤・通学の時間帯までに作業が終わらないとき



警報などが発令されるほど悪天候なとき

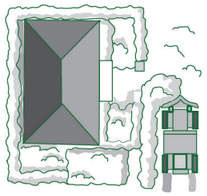


道路の雪が踏み固まっているときや気温が上がりすぐに解ける見込みがあるとき



安全な作業のためご協力をお願いします

●自宅の出入り口などは各家庭で除雪を●



通行幅を確保するためのかき分け除雪を行うため、除雪した雪が皆さんの自宅の出入り口などを塞いでしまうことがあります。除雪作業では、原則間口の除雪を行っていませんので、各家庭で作業を行っていただきますようお願いします。

また、民間業者などに玄関や車庫前の除雪を依頼する際は、自前の雪の堆積場がない場合は排雪を含めた依頼を行いましょう。

●路面状況に応じた通行を！●

路面やマンホールなどを保護するため圧雪となっている箇所もあります。気象状況の変化に伴い、路面状況も変わりますので、注意して通行してください。

●除雪車両に近づかない●

除雪車の周囲は大変危険です。死亡事故につながりますので絶対に近づかないでください。また、排雪作業時は、誘導員の指示に従い周りに十分注意して通行してください。





●不急の問い合わせは日中に●

除雪作業中の運転手への問い合わせは、作業全体の遅れにつながります。不急の問い合わせは日中に維持係までご連絡ください。

●路上駐車をしない●

路上駐車をしている車があると、除雪作業の遅れやその先の除雪ができなくなるおそれがあります。また、救急・消防活動にも支障をきたしますので、必ず駐車場などを利用しましょう。



●個人の敷地内の雪は排雪不可●

市が行うのは道路に積もった雪の除排雪です。屋根の雪下ろしで出た雪や庭に積もった雪など、個人の敷地内で出た雪を持っていくことはできません。個人の敷地内で雪の堆積スペースを確保するか市の雪捨場（焼山）へ排雪を行うようお願いします。

●雪を道路や川に捨てない●



雪を道路に捨てると道路幅が狭くなったり、凸凹路面ができてスリップ事故の原因になるなど、自動車や歩行者にとって大変危険です。また、川に捨てると転落防止柵の破損や川の流れがせき止められることがありますので、絶対にやめましょう。

●流雪溝はルールを守って利用する●

砂川流雪溝は、国道、道道、市道などの一部に整備されています。一度に多くの雪を入れたり、決められた時間以外に雪を入れると流雪溝が詰まり、水があふれ出すおそれがありますので、必ずルールを守りましょう。



道路の除雪についてはそれぞれの担当へお問い合わせください

【国道】札幌開発建設部滝川道路事務所℡ 22-4147
- ●国道 12 号

【道道】札幌建設管理部滝川出張所℡ 22-3434
- ●芦別砂川線（115 号）　●砂川新十津川線（283 号）　●砂川停車場線（322 号）
- ●文珠砂川線（627 号）　●砂川歌志内線（1027 号）　●砂川奈井江美唄線（1130 号）

【市道】維持係℡ 74-8749　担当が分からない場合は、維持係へお問い合わせください。